



生活習慣病管理料について

報酬改定により、令和6年6月1日より
高血圧・糖尿病・脂質異常症の患者様は、
これまで算定していた「特定疾患療養管理料」から
「生活習慣病管理料」への算定へ移行となり、
個人に応じた療養計画書をもとに
専門的・総合的な治療管理を行います。

定期受診時に**療養計画書**により説明を受けた後、
同意書にサインをいただきます。
移行に伴い、窓口負担額についても
これまでの金額から変更がございます。

対象：糖尿病、高血圧、脂質異常症を主病で通院の患者様
(ただし、在宅自己注射指導管理料等を算定しての方は除く)
開始時期：令和6年6月1日
療養計画書の発行頻度：1～4か月に1回

何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます



あんの循環器・総合クリニック

